

○法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条の二第二項第一号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第二項第一号の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国を定める件を次のように定める。

法務大臣

出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第二項第一号の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国を定める件

出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第二項第一号の法務大臣が定める退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国は、イラン・イスラム共和国を除いた国とする。